学位審査実施要項

（WEB 版）

Ⅰ．修士

Ⅱ．課程博士

Ⅲ．論文博士

付 1．中間報告会

付 2．公聴会（最終試験）

付 3．様式（別添）

大阪公立大学大学院
リハビリテーション学研究科

2025 年 4 月 1 日

INDEX

Ⅰ．修士

1．学位授与申請
　1-1.申請資格　1-2.申請手続　1-3.申請期限
2．学位授与の審査
　2-1.学位審査委員会の設置　2-2.学位審査委員会の任務　2-3.審査期限
3．学位授与の審議

Ⅱ．課程博士

1．学位授与申請
　1-1.申請資格　1-2.申請手続　1-3.申請期限
2．学位授与の審査
　2-1.学位審査委員会の設置　2-2.学位審査委員会の任務　2-3.審査期限
3．学位授与の審議
4．学位論文内容の公表

Ⅲ．論文博士

1．学位授与申請
　1-1.申請資格　1-2.申請手続　1-3.審査料　1-4.申請期限
2．学位授与の審査
　2-1.学位審査委員会の設置及び学力確認担当委員の決定
　2-2.学位審査委員会の任務
　2-3.学力確認担当委員の任務
　2-4.審査期限
3．学位授与の審議
4．学位論文内容の公表

（付．中間報告会，公聴会，様式）

註）本文書において特に指定がない場合は以下のように略記します。
　リハビリテーション学研究科　→　研究科
　リハビリテーション学研究科長　→　研究科長
　リハビリテーション学研究科教授会　→　教授会
　リハビリテーション学研究科教務担当（事務部門）　→　教務担当

註２）本文書に記載の金額，料金については変更されることがあります。

Ⅰ．修士（学位規程第４条第１項）

１．学位授与申請

1-1. 申請資格

修士の学位授与を申請することができる者の資格は，以下の資格１または資格２のとおりとする。

資格１

博士前期課程に在学中で，学位論文の審査の終了までに在学期間が２年以上経過し，所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みのある者。

資格２

博士前期課程に在学中で，学位論文の審査の終了までに在学期間が１年以上経過し，優れた研究業績をあげ，所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みで，教授会において特例として在学期間の短縮が認められた者。

資格３

博士前期課程に在学中の５年一貫プログラム利用者であり，在学期間が１年経過するまでに，査読のある学術雑誌*に筆頭著者として論文１編以上が掲載されるなどの優れた研究業績をあげ，所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みのある者。

査読のある学術雑誌*：Impact Factor を有する雑誌，Medline 収載雑誌，日本学術会議協力学術研究団体が刊行する学術雑誌，全国的な学術研究団体が刊行する学術雑誌

1-2. 申請手続

申請者は指導教員及び審査委員候補者の承認を得て，次の書類を教務担当を経て研究科長に提出する。

① 学位授与申請書（様式６）	１通
② 学位論文	１通および電子データ（PDF）
③ 論文内容要旨（様式７）	１通および電子データ（Word）
④ 履歴書（様式８－１）	１通および電子データ（PDF）
⑤ 参考論文の別刷りまたはコピー	各１通および電子データ（PDF）

注）②学位論文は両面印刷，ホチキスあるいはクリップ止めすること。

注）⑤参考論文：自身が公表した論文（受理を含む）のうち，修士論文に直接関連のあるもの。

注）②～⑤の電子データの提出方法については別途指示する（⑤はある場合のみ提出)。

1-3. 申請期限

申請期限は，修了を希望する時期により以下のとおりとする。但し，学事歴によって数日前後することがあり，その場合は十分な時間的余裕を持って周知する。

１）３月に修了を希望する場合

学位授与申請書類一式：１月 20 日

２）９月に修了を希望する場合

学位授与申請書類一式：７月 20 日

２．学位授与の審査

2-1. 学位審査委員会の設置

研究科長は学位授与の申請を受理したとき，教授会において，次のとおり学位審査委員会を設置する。

１）申請者の指導教員は，学位授与の申請と同時に論文審査委員候補申請書を（様式 13）を研究科長に提出する。

２）研究科長は，教授会の開催以前に論文審査委員候補申請書を教授会構成員全員に配布する。
３）教授会は，前記配布書類に基づき研究科の教授３名を論文審査委員として選任する。なお，教授会において特に認めるときは，研究科教員の中から１名に限り准教授または講師を審査委員に充てることができる。
４）教授会において必要があると認めるときは，３）に定める審査委員のほかに，次の各号に掲げる者を加えることができる。
(1) 当研究科の准教授及び講師
(2) 他の研究科の教授
(3) 他の大学院の教授
(4) 研究所等の教員等
５）審査委員会の主査は，教授会で審議の上，当研究科から選出された審査委員のうちから決定する。

2-2.学位審査委員会の任務

学位審査委員会の主たる任務は次のとおりとする。
１）審査委員会は個別審査および公聴会により審査を行う。
(1) 個別審査（学位論文審査）
論文内容について面接により説明を求めることとし，必要があるときは，申請者に資料を提出させることができる。
(2) 公聴会（最終試験）
原則として当研究科教員全員の出席のもとで開催し，申請者は学位論文を中心に関連ある内容について，口述発表と質疑応答により審査を受ける。
公聴会に審査委員が欠席の場合，出席した審査委員が評価する。
２）公聴会終了後，必要に応じて主査，副査及び全教授からなる研究科教員会議において，発表内容について意見交換を行う。
３）主査は審査委員の意見をとりまとめ，論文審査及び最終試験結果報告書（様式 14）を作成し，研究科長に報告する。なお，論文審査及び最終試験結果報告書は紙媒体で提出する（電子データの提出は不要)。

2-3.審査期限

審査期限は，3 月に修了を希望する者の審査は 3 月修了判定教授会の 10 日前まで，9 月に修了を希望する者については 9 月修了判定教授会の 10 日前までを目処とする。

３．学位授与の審議

学位授与の審議は，教授会において次の方法により行う。
１）研究科長は，教授会の開催以前に論文内容要旨，履歴書，論文審査及び最終試験結果報告書を教授会構成員全員に配布する。
２）学位授与の審議は，教授会構成員の２／３以上の出席を必要とし，次の手順により行う。
(1) 学位論文の要旨，学位論文審査結果の要旨，最終試験結果の要旨及び審査委員会の所見について，事前に配付された論文審査及び最終試験結果報告書に基づき審議を行う。
(2) 学位授与の可否を教授会構成員の記名投票により議決する。
(3) 学位を授与することの議決は，教授である出席者の２／３以上の賛成を必要とする。

Ⅱ．課程博士（学位規程第３条第２項）

１．学位授与申請

1-1. 申請資格

博士の学位授与を申請することができる者は，以下の資格要件のいずれかを満たし，かつ，提出要件を満たしているものとする。

１）資格要件

資格１

博士後期課程に在学中で，学位論文の審査の終了までに在学期間が３年以上経過し，所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みのある者。

資格２

博士前期課程を修了し，博士後期課程に在学中で，学位論文の審査の終了までに在学期間が２年以上経過し，優れた研究業績をあげ，所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みであり，教授会において特例として学位授与の申請が認められた者。

資格３

博士後期課程に３年以上（長期履修者においては４年以上）在学し，所定の単位を修得して退学した者のうち，退学後１年以内に学位論文の審査が終了する見込みであり，教授会において学位論文の提出が認められた者。

２）提出要件

博士論文審査を申請しようとする論文が「国際論文又はそれに準じる論文」として学術雑誌に掲載またはアクセプトされていること。掲載雑誌および学位論文の要件は別に定める。

なお，複数の関連研究を取りまとめて博士論文とすることも可とする。

1-2. 申請手続

１）仮申請

(1) 3月に修了を希望する場合は11月，9月に修了を希望する場合は5月の研究科が定める期日までに学位論文審査仮申請書（様式12）を，指導教員を通じて研究科長に提出する。

(2) 研究科長は仮申請を受理したとき，学生名，論文題目及び審査委員候補者を教授会において報告する。

(3) 仮申請時から審査委員候補者による学位論文の確認を開始する。

２）申請書類

申請者は指導教員及び審査委員候補者の承認を得て，次の書類等を研究科長に提出する。

①	学位授与申請書（様式６）	１通
②	学位論文	３通および電子データ（PDF）
③	学位論文要旨（様式７）	１通および電子データ（Word）
④	履歴書（様式８－２）	１通および電子データ（PDF）
⑤	論文目録（様式９）	１通および電子データ（Word）
⑥	学位論文の公表の取扱要領に定める「大阪公立大学学術情報リポジトリ[*1]への博士学位論文登録申請書」	１通
⑦	同要領に定める「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」	１通
⑧	掲載論文の別刷りまたはコピー	１通および電子データ（PDF）

注）②～⑤は紙媒体とともに，電子データ（Word）を別途指示する方法で提出する。

注）⑦は学位論文全文を学術情報リポジトリへの登録が不可の場合のみ提出する。

[*1] 大阪公立大学が提供するリポジトリ（ https://omu.repo.nii.ac.jp/ ）。
名称および URL は変更されることがあります。以下同じ。

注）⑧は提出要件（イ）の場合等，必要な場合のみ提出する。

1-3. 申請期限

申請期限は，修了を希望する時期により以下のとおりとする。但し，学事歴によって数日前後することがあり，その場合は十分な時間的余裕を持って周知する。

１）3 月に修了を希望する場合
　学位論文審査仮申請書：11 月 10 日
　学位授与申請書類一式：1 月 20 日

２）9 月に修了を希望する場合
　学位論文審査仮申請書：5 月 10 日
　学位授与申請書類一式：7 月 20 日

２．学位授与の審査

2-1. 学位審査委員会の設置

研究科長は学位授与の申請を受理したとき，教授会において，次のとおり学位論文審査委員会を設置する。

１）申請者の指導教員は，学位授与の申請と同時に論文審査委員候補申請書を（様式 13）を研究科長に提出する。

２）研究科長は，教授会の開催以前に論文審査委員候補申請書を教授会構成員全員に配布する。

３）教授会は，前記配布書類に基づき研究科の教授３名を論文審査委員として選任する。なお，教授会において特に認めるときは，研究科教員の中から１名に限り准教授を審査委員に充てることができる。

４）教授会において必要があると認めるときは，３）に定める審査委員のほかに，次の各号に掲げる者を加えることができる。
　(1) 当研究科の准教授及び講師
　(2) 他の研究科の教授
　(3) 他の大学院の教授
　(4) 研究所等の教員等

５）審査委員会の主査は，当研究科から選出された審査委員のうちから決定する。

2-2. 学位審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は次のとおりとする。

１）審査委員会は個別審査および公聴会により審査を行う。
　(1) 個別審査（学位論文審査）
　　論文内容について面接により説明を求めることとし，必要があるときは，申請者に資料を提出させることができる。
　(2) 公聴会（最終試験）
　　原則として当研究科教員全員の出席のもとで開催し，申請者は学位論文を中心に関連ある内容について，口述発表と質疑応答により審査を受ける。
　　公聴会に審査委員が欠席の場合，出席した審査委員が評価する。

２）公聴会終了後，必要に応じて主査，副査及び全教授からなる研究科教員会議において，発表内容について意見交換を行う。

３）主査は審査委員の意見をとりまとめ，論文審査及び最終試験結果報告書（様式 14）を作成し，研究科長に報告する。なお，論文審査及び最終試験結果報告書は，紙媒体での提出とともに電子データ（Word）を別途指示する方法で提出する。

2-3. 審査期限

審査期限は，3 月に修了を希望する者の審査は 3 月修了判定教授会の 10 日前まで，9 月に了

を希望する者については9月修了判定教授会の 10 日前までを目処とする。

３．学位授与の審議

学位授与の審議は，教授会において次の方法により行う。

１）研究科長は，教授会の開催以前に論文内容要旨，履歴書，論文目録，論文審査及び最終試験結果報告書を教授会構成員全員に配布する。

２）学位授与の審議は，教授会構成員の２／３以上の出席を必要とし，次の手順により行う。

(1) 学位論文の要旨，学位論文審査結果の要旨，最終試験結果の要旨及び審査委員会の所見について，事前に配付された論文審査及び最終試験結果報告書に基づき審議を行う。

(2) 学位授与の可否を教授会構成員の記名投票により議決する。

(3) 学位を授与することの議決は，教授である出席者の２／３以上の賛成を必要とする。

４．学位論文内容の公表

学位論文審査に合格した博士論文は，「学位論文の公表に関する取扱要領（以下「取扱要領」)」に基づき，学術情報リポジトリ[*1]に公表しなければなりません。

ただし，取扱要領第 7 条に定める学位論文を公表しないやむを得ない事由があるときは，取扱要領第 4 条に定める手続きを速やかに行うこと。

※ 「取扱要領」ならびに「学位(博士)を取得される方へ」を必ず参照し手続きを行うこと。

１）電子ファイル等の提出

取扱要領第 3 条の規定に基づき，学位論文全文を電子ファイルにして，「大阪公立大学学術情報リポジトリ[*1]への博士学位論文登録申請書」（以下「登録申請書」）とともに，別途定める期日までに教務担当に提出する。リポジトリ登録について共著者の許諾を事前に得ておくこと。

２）電子ファイルの規格等

(1) 電子ファイルの形式は，PDFとする。

(2) PDF化したファイルを確認し，文字化け，ページ設定の異常などがないかを確認しておくこと。

３）公表しない場合の手続

(1) 取扱要領第４条の規定に基づき申し出を行い，教授会において公表しないことが認められた場合は，学長から「学位論文全文に代えて要約を公表することの承認通知書」の交付を受け，登録申請書とともに学位論文全文（冊子）２部と学位論文の要約（論文内容要旨も可）及び全文の電子データを提出する。

(2) やむを得ない事由が解消したときは，学位論文全文を速やかにリポジトリで公表する。なお，要約公表期間の目安を超過した者について，毎年同一の時期に確認メールを送付し，個別確認作業を行う。５年目以降は，本人または指導教員から返信が無い場合，自動的に預かった全文データへの切り替えを進める。

[*2] URL は変更されることがあります。大学 HP で確認してください。以下同じ。

Ⅲ．論文博士（学位規程第３条第３項）

１．学位授与申請

1-1. 申請資格

論文博士の学位授与を申請することができる者は，以下の資格要件のいずれかを満たし，かつ，業績要件を満たしているものとする。

１）資格要件

資格１

大阪公立大学大学院リハビリテーション学研究科博士後期課程に 3 年以上在学し，所定の単位を修得して退学したのち，１年以上が経過した者

資格２

大阪府立大学大学院総合リハビリテーション学研究科博士後期課程（臨床支援系領域または生活機能･社会参加支援系領域）に 3 年以上在学し，所定の単位を修得して退学したのち，１年以上が経過した者

２）提出要件

課程博士に同じ。

1-2. 申請手続

１）申請は以下の順序のとおり行う。

(1) 申請資格の確認

申請者は，論文博士資格審査申請書（様式15）および成績証明書を10月に提出し，教務担当が学位授与申請の提出資格の有無について確認を行う。

(2) 推薦教員の選任

申請者の研究科在籍時の研究指導教員が在籍している場合は，当該教員が推薦教員となる。研究指導教員が離籍している場合は，申請者が推薦教員選任依頼書（様式不問）を教務担当を通じて研究科長に提出する。研究科長は審査委員として相応しい教員を推薦教員として選任する。

(3) 推薦書の作成

推薦教員が博士学位申請に係る推薦書（様式不問）を作成し，申請者に渡す。

(4) 申請書類の提出，博士論文審査手数料の支払い

申請者は「博士学位申請に係る推薦書」および次項の申請書類を教務担当に提出し，所定の博士論文審査手数料を支払う。

(5) 外国語（英語）試験の受験

研究科は外国語（英語）試験により学力を確認する。

(6) 審査委員会の設置（後述）

２）申請書類

申請者は指導教員及び審査委員候補者の承認を得て，次の書類等を研究科長に提出する。

①	学位授与申請書（様式 17）	１通
②	学位論文	３通および電子データ（PDF）
③	学位論文要旨（様式７）	１通および電子データ（Word）
④	履歴書（様式８－２）	１通および電子データ（PDF）
⑤	論文目録（様式９）	１通および電子データ（Word）
⑥	学位論文の公表の取扱要領に定める「大阪公立大学学術情報リポジトリ[*1]への博士学位論文登録申請書」	１通
⑦	同要領に定める「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」	１通

注）②学位論文は両面印刷し，ホチキスあるいはクリップ止めとする。
注）②～⑤は紙媒体とともに，電子データ（Word）を別途指示する方法で提出する。
注）⑦は学位論文全文を学術情報リポジトリ*1への登録が不可の場合のみ提出する。

1-3. 審査手数料

57,000 円

1-4. 申請期限

申請期限は以下のとおりとする。但し，学事歴によって数日前後することがあり，その場合は十分な時間的余裕を持って周知する。

申請資格確認依頼書：10 月 31 日
学位授与申請書類一式：1 月 20 日

２． 学位授与の審査

2-1. 学位審査委員会の設置及び学力確認担当委員の決定

研究科長は学位授与の申請を受理したとき，教授会において，次のとおり学位論文審査委員会を設置する。学力確認担当委員は学位論文審査委員の互選により選任する。

１）申請者の推薦教員は，学位授与の申請と同時に論文審査委員候補申請書を（様式 13）を研究科長に提出する。
２）研究科長は，教授会の開催以前に論文内容要旨，履歴書，論文審査委員候補申請書を教授会構成員全員に配布する。
３）教授会は，前記配布書類に基づき研究科の教授３名を論文審査委員として選任する。なお，教授会において特に認めるときは，研究指導教員の中から１名に限り准教授を審査委員に充てることができる。
４）教授会において必要があると認めるときは，３）に定める審査委員のほかに，次の各号に掲げる者を加えることができる。
　(1) 当研究科の准教授及び講師
　(2) 他の研究科の教授
　(3) 他の大学院の教授
　(4) 研究所等の教員等
５）審査委員会の主査は，教授会で審議の上，当研究科から選出された教授または准教授のうちから決定する。

2-2. 学位審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は次のとおりとする。

１）審査委員会は個別審査および公聴会により審査を行う。
　(1) 個別審査（学位論文審査）
　　論文内容について面接により説明を求めることとし，必要があるときは，申請者に資料を提出させることができる。
　(2) 公聴会（最終試験）
　　原則として当研究科教員全員の出席のもとで開催し，申請者は学位論文を中心に関連ある内容について，口述発表と質疑応答により審査を受ける。
　　公聴会に審査委員が欠席の場合，出席した審査委員が評価する。
２）公聴会終了後，主査，副査及び全教授からなる研究科教員会議において，発表内容について意見交換を行う。
３）主査は審査委員の意見をとりまとめ，論文審査及び最終試験結果報告書（様式 14）を作成し，研究科長に報告する。なお，論文審査及び最終試験結果報告書は紙媒体での提出とともに，電子データ（Word）を別途指示する方法で提出する。

2-3.学力確認担当委員の任務

学力確認担当委員は，学位論文の関連分野に関する専門的知識等について，口頭または筆記試験等により学力の確認を行う。

なお，退学後 3 年以内に学位審査を受ける場合には外国語（英語）試験を免除する。

2-3.審査及び学力確認の期限

審査及び学力確認の期限は， 3 月修了判定教授会の 10 日前までを目処とする。

３． 学位授与の審議

「Ⅱ． 課程博士　**３． 学位授与の審議**」に同じ。

４． 学位論文内容の公表

「Ⅱ． 課程博士　**４． 学位論文内容の公表**」に同じ。

附則

本要項は，2022 年 4 月 1 日より施行する。

2025 年 4 月 23 日改正し，同年度より施行する。

付１．中間報告会

1.中間報告の位置づけ

1） 中間報告合格を「特別研究」の単位取得要件とする。
2） 報告内容は，研究テーマに関する学術的背景や研究目的，学位論文完成までの研究計画の詳細，研究遂行状況，研究成果の公表計画等とする。
3） 報告書を含め発表内容について多方面からの評価を実施する。発表内容が不十分な場合には再発表を行う。
4） 中間報告会は，8 月と 2 月に実施する。
5） 前期課程は 1 回，後期課程は 2 回の中間報告を行う。
6） 全ての報告は，修了を希望する月の 6 カ月前までに合格しなければならない。

2.中間報告会申請書の提出

中間報告を行う場合は，下記の書類を教務担当へ提出する。

① 中間報告申請書（様式５・Word ファイル）
② 中間報告書（両面印刷・ホチキス止めしたもの 1 部及び PDF ファイル）
③ 中間報告要旨データ（A4 版×1/2・600 字程度の Word ファイル）

注）①～③の電子データはパスワードを設定し，教務担当宛に（CC に指導教員，主査，副査を加えて）メール添付で提出する。

2 月に報告を希望する者は 1 月，8 月に報告を希望する者は 7 月の本研究科が定める期日までに前記の申請書類を提出する。

3.中間報告書の作成方法について

(1)形式

中間報告書は A4 版横書き **6 頁以内**とし，Word を用いて作成すること。

- 「題　目」: MS ゴシック（英文の場合は Arial） 12 ポイント
- 「氏名等」(領域名，氏名),「指導教員」: MS 明朝　11 ポイント
- 「本　文」: MS 明朝（英文の場合は Times New Roman）11 ポイント
- 「行数」: 36 行（文字数指定なし）
- 「余白」: 上 35mm，右 30mm，左 30mm，下 30mm。
- 句読点は　，　。　を使用する。
- 文献の記載は，総合リハビリテーション学紀要「Journal of Rehabilitation and Health Science」の記載要領とする。(最新号を参照すること。)

(2)記載内容

冒頭にタイトルと指導者名を記載した上で，適宜文献を引用しつつ記述する。項目は，緒言，計画・方法，結果及び考察，文献とする。

4.発表方法について

- 発表は PC プレゼンテーションにより行う。
- 発表時間は 1 題当たり**約 20 分**（**約 8 分間の質疑応答**を含む）とする。
- 図表は見やすいものを作成すること。スライド枚数の制限はない。
- 発表中の PC 操作は，発表者が各自で行う。

5.配布資料

- 当日の発表プログラムと中間報告要旨を当日の配布資料とする。
- 配布資料は研究科教務にて作成する。

6.秘密保持誓約書

- 中間報告会に参加する者は「秘密保持誓約書（様式 19)」の提出が必要である。

付２．公聴会（最終試験）

1.本研究科における公聴会の位置づけ

学位審査の最終試験として実施する。

公聴会は 8 月と 2 月に開催する。

2.発表方法について

- 発表は PC プレゼンテーションにより行う。
- 発表時間は 1 題当たり博士前期課程は**約 25 分**，博士後期課程は**約 40 分**とし，それぞれ**約 10 分間の質疑応答**を含む。
- 図表は見やすいものを作成すること。スライド枚数の制限はない。
- 発表中の PC 操作は，発表者が各自で行う。

3.配布資料

- 当日の発表プログラムと論文内容要旨を当日の配布資料とする。
- 配布資料は研究科教務にて作成する。

6.秘密保持誓約書

- 公聴会に参加する者は「秘密保持誓約書（様式 19)」の提出が必要である。